危機！

今、国会に迫り来る表現規制の圧力

2022年4月13日版
山田太郎事務所
V3

子供の性搾取被害悪化の現状に鑑み、国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の第三次改正を求めることに関する請願

児童ポルノ禁止法改正の第三次改正を求める請願（2019年以降）

No.	国会回次	付託委員会	件名	紹介議員	付託年月日
1	200	衆議院法務委員会	子供の性搾取被害悪化の現状に鑑み国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の第三次改正を求めることに関する請願	葉梨康弘君	2019年12月3日
2	200	参議院法務委員会	子供の性搾取被害悪化の現状に鑑み、国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の第三次改正を求めることに関する請願	矢倉克夫君	2019年12月4日
3	201	参議院法務委員会	子供の性搾取被害悪化の現状に鑑み、国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の第三次改正を求めることに関する請願	福島みずほ君	2020年3月27日
4	201	衆議院法務委員会	子供の性搾取被害悪化の現状に鑑み国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の第三次改正を求めることに関する請願	大河原雅子君	2020年3月30日
5	201	衆議院法務委員会	子供の性搾取被害悪化の現状に鑑み国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の第三次改正を求めることに関する請願	葉梨康弘君	2020年4月21日
6	204	衆議院法務委員会	子供の性虐待・性搾取被害悪化の現状に鑑み国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の抜本的改正を求めることに関する請願	大河原雅子君	2021年6月10日
7	207	衆議院法務委員会	子供の性虐待・性搾取被害悪化の現状に鑑み国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の抜本的改正を求めることに関する請願	大河原まさこ君	2021年12月15日
8	207	参議院法務委員会	子供の性搾取被害悪化の現状に鑑み、国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の第三次改正を求めることに関する請願	寺田静君	2021年12月16日
9	208	参議院法務委員会	子供の性搾取被害悪化の現状に鑑み、国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の第三次改正を求めることに関する請願	福島みずほ君	2022年1月28日
10	208	衆議院法務委員会	子供の性虐待・性搾取被害悪化の現状に鑑み国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の抜本的改正を求めることに関する請願	葉梨康弘君	2022年2月15日
11	208	参議院法務委員会	子供の性搾取被害悪化の現状に鑑み、国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の第三次改正を求めることに関する請願	寺田静君	2022年2月25日
12	208	衆議院法務委員会	子供の性虐待・性搾取被害悪化の現状に鑑み国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の抜本的改正を求めることに関する請願	寺田学君	2022年2月28日
13	208	衆議院法務委員会	子供の性虐待・性搾取被害悪化の現状に鑑み国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の抜本的改正を求めることに関する請願	大口善徳君	2022年3月22日
14	208	参議院法務委員会	子供の性搾取被害悪化の現状に鑑み、国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の第三次改正を求めることに関する請願	佐々木さやか君	2022年4月1日

児童ポルノ禁止法改正の第三次改正を求める請願（2010年以降）

No.	国会回次	付託委員会	件名	紹介議員	付託年月日
1	177	衆議院法務委員会	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の早期改正を求めることに関する請願	高市早苗君外２名	2011年8月22日ほか
2	177	参議院法務委員会	青少年健全育成のため、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の早期改正を求めることに関する請願	山谷えり子君	2011年8月25日
3	177	衆議院法務委員会	青少年健全育成のため児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の早期改正を求めることに関する請願	高市早苗君外２名	2011年8月25日
4	178	衆議院法務委員会	青少年健全育成のため児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の早期改正を求めることに関する請願	細田博之君外１名	2011年9月26日
5	178	参議院法務委員会	青少年健全育成のため、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の早期改正を求めることに関する請願	中川雅治君	2011年9月28日
6	179	参議院法務委員会	青少年健全育成のため、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の早期改正を求めることに関する請願	青木一彦君外１名	2011年11月4日
7	179	衆議院法務委員会	青少年健全育成のため児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の早期改正を求めることに関する請願	竹下亘君	2011年11月29日
8	185	衆議院法務委員会	児童買春・児童ポルノ禁止改正法案の一刻も早い国会審議と改正法成立に関する請願	あべ俊子君外15名	2013年11月21日ほか
9	186	衆議院法務委員会	児童買春・児童ポルノ禁止法の早期改正に関する請願	山口壯君	2014年2月19日
10	186	衆議院法務委員会	子供の性的搾取・虐待状況の深刻化の中で児童買春・児童ポルノ禁止改正法案の審議と成立を求めることに関する請願	大久保三代君外７名	2014年4月17日ほか
11	186	参議院法務委員会	子供の性的搾取・虐待状況の深刻化の中で児童買春・児童ポルノ禁止改正法案の審議と成立を求めることに関する請願	小野次郎君	2014年6月6日
12	186	参議院法務委員会	児童買春・児童ポルノ禁止法の早期改正に関する請願	福山哲郎君	2014年6月19日

2022（第208回国会）：請願の要旨

第208回国会 請願の要旨

新件番号	20	件名	子供の性搾取被害悪化の現状に鑑み、国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の第三次改正を求めることに関する請願
要旨	児童買春・児童ポルノ禁止法の成立から二十二年、第二次改正からも七年を経た今日、横行する子供の性の商品化や、性搾取・虐待を撲滅し、子供の性被害を無くすために、また、ＧＰｅＶＡＣ（子どもに対する暴力撲滅のためのグローバル・パートナーシップ）推進国の使命として、二〇一九年二月発表の国連子どもの権利委員会による日本政府への勧告の内容を十分に検討し、性被害の現状を改善する抜本的な第三次改正を成し遂げるよう求める。 ついては、次の事項について実現を図られたい。 一、子供、又は主に子供のように見えるよう描かれた者が明白な性的行為を行っている画像及び描写、又は、性目的で子供の体の性的部位の描写を製造、流通、頒布、提供、販売、アクセス、閲覧及び所持することを犯罪化すること。 二、「女子高生サービス」や子供エロティカのように、子供買春及び子供の性搾取を助長し、又は、これらにつながる商業活動を禁止すること。 三、加害者に責任を果たさせ被害者となった子供たちの救済を確実なものとするために、オンライン及びオフラインでの子供の売買、子供買春、子供ポルノに係る犯罪を捜査、訴追し、処罰する努力を強化すること。 四、生徒、親、教員及びケア提供者を対象として、新しい技術に伴うリスク、及び安全なインターネットの利用法についてキャンペーンを含む意識喚起プログラムを強化すること。 五、子供の売買、子供買春、子供ポルノに関する国連特別報告者の勧告（Ａ／ＨＲＣ／３１／５８／Ａｄｄ．１、ｐａｒａ．７４）を実施すること。		

2022年（第208回国会）：紹介議員等

件名	子供の性搾取被害悪化の現状に鑑み、国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の第三次改正を求めることに関する請願					
新件番号	20	件数	3	署名者数（計）	352	
受理番号	紹介議員		会派	受理年月日	付託年月日	結果
20	福島　みずほ		立憲	令和4年1月20日	令和4年1月28日	
260	寺田　　静		無所属	令和4年2月15日	令和4年2月25日	
914	佐々木　さやか		公明	令和4年3月24日	令和4年4月1日	

性虐待や性搾取の被害者となった子供に焦点を当て、ワンストップ救援センターを支援することに関する請願

2022年（第208回国会）：請願の要旨

第208回国会 請願の要旨

新件番号	18	件名	性虐待や性搾取の被害者となった子供に焦点を当て、ワンストップ救援センターを支援することに関する請願
要旨	児童買春・児童ポルノ禁止法の成立から二十二年、第二次改正からも七年を経た今日、横行する子供の性の商品化や、性搾取・虐待を撲滅し、子供の性被害を無くすために、また、ＧＰｅＶＡＣ（子どもに対する暴力撲滅のためのグローバル・パートナーシップ）推進国の使命として、二〇一九年二月発表の国連子どもの権利委員会による日本政府への勧告の内容を十分に検討し、性被害の現状を改善する抜本的な第三次改正を成し遂げるよう求める。 ついては、次の事項について実現を図られたい。 一、性虐待や性搾取の被害者となった子供に焦点を当て、質の高い統合されたケアと支援を提供するために、ワンストップ救援センターへの資金拠出と援助を増やし続けること。			

出典：参議院HP
https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/seigan/208/yousi/yo2080018.htm

2022年（第208回国会）：紹介議員等

件名	性虐待や性搾取の被害者となった子供に焦点を当て、ワンストップ救援センターを支援することに関する請願					
新件番号	18	件数	3	署名者数（計）	352	
受理番号	紹介議員		会派	受理年月日	付託年月日	結果
18	福島　みずほ		立憲	令和4年1月20日	令和4年1月28日	
259	寺田　　静		無所属	令和4年2月15日	令和4年2月25日	
913	佐々木　さやか		公明	令和4年3月24日	令和4年4月1日	

出典：参議院HP
https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/seigan/208/futaku/fu20800630018.htm

2021年（第207回国会）：請願の要旨

第207回国会 請願の要旨

新件番号	127	件名	性虐待や性搾取の被害者となった子供に焦点を当て、ワンストップ救援センターを支援することに関する請願
要旨	児童買春・児童ポルノ禁止法の成立から二十二年、第二次改正からも七年を経た今日、横行する子供の性の商品化や、性搾取・虐待を撲滅し、子供の性被害を無くすために、また、ＧＰｅＶＡＣ（子どもに対する暴力撲滅のためのグローバル・パートナーシップ）推進国の使命として、二〇一九年二月発表の国連子どもの権利委員会による日本政府への勧告の内容を十分に検討し、性被害の現状を改善する抜本的な第三次改正を成し遂げるよう求める。 ついては、次の事項について実現を図られたい。 一、性虐待や性搾取の被害者となった子供に焦点を当て、質の高い統合されたケアと支援を提供するために、ワンストップ救援センターへの資金拠出と援助を増やし続けること。		

出典：参議院HP
https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/seigan/207/yousi/yo2070127.htm

2021年（第207回国会）：紹介議員等

件名	性虐待や性搾取の被害者となった子供に焦点を当て、ワンストップ救援センターを支援することに関する請願					
新件番号	127	件数	1	署名者数（計）	71	
受理番号	紹介議員		会派	受理年月日	付託年月日	結果
127	寺田　　静		無所属	令和3年12月10日	令和3年12月16日	審査未了

出典：参議院HP
https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/seigan/208/futaku/fu20800630018.htm

2020年（第201回国会）：請願の要旨

第201回国会 請願の要旨

新件番号	403	件名	性虐待や性搾取の被害者となった子供に焦点を当て、ワンストップ救援センターを支援することに関する請願
要旨	児童買春・児童ポルノ禁止法の成立から二十年、第二次改正からも五年を経た今日、横行する子供の性の商品化、性搾取・虐待を撲滅し、子供の性被害をなくすために、二〇一九年二月発表の国連子どもの権利委員会による日本政府への勧告に沿った第三次改正を一刻も早く成し遂げるよう求める。 ついては、次の事項について実現を図られたい。 一、性虐待や性搾取の被害者となった子供に焦点を当て、質の高い統合されたケアと支援を提供するために、ワンストップ救援センターへの資金拠出と援助を増やし続けること。		

出典：参議院HP
https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/seigan/201/yousi/yo2010403.htm

2020年（第201回国会）：紹介議員等

件名	性虐待や性搾取の被害者となった子供に焦点を当て、ワンストップ救援センターを支援することに関する請願					
新件番号	403	件数	1	署名者数（計）	81	
受理番号	紹介議員		会派	受理年月日	付託年月日	結果
403	福島　みずほ			令和2年3月13日	令和2年3月27日	審査未了

出典：参議院HP
https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/seigan/201/futaku/fu20100630403.htm

2019年（第200回国会）：請願の要旨

第200回国会 請願の要旨

新件番号	566	件名	性虐待や性搾取の被害者となった子供に焦点を当て、ワンストップ救援センターを支援することに関する請願
要旨	児童買春・児童ポルノ禁止法の成立から二十年、第二次改正からも五年を経た今日、横行する子供の性の商品化、性搾取・虐待を撲滅し、子供の性被害をなくすために、二〇一九年二月発表の国連子どもの権利委員会による日本政府への勧告に沿った第三次改正を一刻も早く成し遂げるよう求める。 ついては、次の事項について実現を図られたい。 一、性虐待や性搾取の被害者となった子供に焦点を当て、質の高い統合されたケアと支援を提供するために、ワンストップ救援センターへの資金拠出と援助を増やし続けること。		

出典：参議院HP
https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/seigan/200/yousi/yo2000566.htm

2019年（第200回国会）：紹介議員等

件名	性虐待や性搾取の被害者となった子供に焦点を当て、ワンストップ救援センターを支援することに関する請願					
新件番号	566	件数	1	署名者数（計）	300	
受理番号	紹介議員		会派	受理年月日	付託年月日	結果
566	矢倉　　克夫		公明	令和元年11月27日	令和元年12月4日	審査未了

出典：参議院HP
https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/seigan/200/futaku/fu20000630566.htm

2019年2月
児童の権利委員会による日本政府への勧告

2019年2月：児童の権利委員会による勧告

46. 児童の売買等に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の下での締約国の政府報告に関する2010年の勧告（CRC/C/OPSC/JPN/CO/1参照）を実施するための締約国の取組を評価とともに留意しつつ，委員会は，締約国に対し，以下を勧告する。

(a) あからさまな性的活動に従事する児童若しくは主に児童として描かれた人物の画像若しくは描写，又は性的目的のための児童の性的部位の何らかの描写の，製造，流通，頒布，提供，販売，アクセス，閲覧及び所持を犯罪化すること。

(b) 女子高生サービス（JKビジネス）や児童エロチカ等，児童買春及び児童の性的搾取を促し，またはそれにつながる商業活動を禁止すること。

(c) 加害者の説明責任及び被害を受けた児童の救済を確保するため，オンライン及びオフラインにおける児童の売買，児童買春及び児童ポルノに関連する犯罪を捜査，訴追し，処罰するための取組を強化すること。

(d) 性的虐待及び搾取の被害を受けた児童に焦点を当てた質の高い統合的なケア及び支援を提供するため，ワンストップ・クライシスセンターへの資金拠出及び支援を引き続き強化すること。

(e) 生徒，親，教員及びケアに従事する者を対象とした，新たな技術に関連するリスク及びインターネットの安全な利用に関するキャンペーンを含む意識啓発プログラムを強化すること。

(f) 児童の売買，児童買春及び児童ポルノに関する特別報告者による勧告（A/HRC/31/58/Add.1，パラ74）を実施すること。

出典：外務省HP
https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100078749.pdf

2010年6月
児童の権利委員会による日本政府への勧告
(CRC/C/JPN/CO/1)

2010年6月：児童の権利委員会による勧告

29．委員会は，締約国に対し，選択議定書第 3 条 1（c）に適合する形で，児童ポルノの所持を犯罪に含めるよう法律を改正することを，強く促す。

30．委員会は，選択議定書に掲げられた犯罪が，選択議定書第 2 条及び第 3 条に基づき締約国の刑罰法令において完全には網羅されていないこと，特に，児童売買の定義がないことを懸念する。

31．委員会は，締約国が，選択議定書第 2 条及び第 3 条に完全に適合させるように刑法を改正するとともに，刑法が実際に執行されること，及び，不処罰を防止するために，加害者を訴追することを確保するよう勧告する。特に，締約国は以下の行為を犯罪化するべきである；

(a)　性的搾取，営利目的の児童の臓器移植もしくは強制労働に児童を従事させることを目的として，いかなる手段によるかにかかわらず，児童を提供し，引き渡し若しくは受け取ること，又は，養子縁組に関する適用可能な法的文書に違反し，仲介者として不適切に児童の養子縁組への同意を引き出すことにより，児童を売買すること，

(b)　児童買春の目的で児童を提供し，入手し，周旋し又は供給すること，

(c)　児童ポルノの製造，流通，頒布，輸入，輸出，提供，販売又は所持，

(d)　これらのいずれかの行為の未遂及び共謀又はこれらのいずれかの行為への参加，

(e)　これらのいずれかの行為を広告する資料の製造及び頒布

出典：外務省HP
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/pdfs/bf_kenkai.pdf

児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書

第２条

この議定書の適用上、

(a)「児童の売買」とは、…（略）

(b)「児童買春」とは、…（略）

(c)「**児童ポルノ**」とは、**現実の若しくは擬似のあからさまな性的な行為を行う児童のあらゆる表現**（**手段のいかんを問わない。**）又は**主として性的な目的のための児童の身体の性的な部位のあらゆる表現**をいう。

第３条

1　各締約国は、その犯罪が国内で行われたか国際的に行われたかを問わず、また、個人により行われたかを問わず、少なくとも次の行為が自国の刑法又は刑罰法規の適用を完全に受けることを確認する。

(a)　前条に定義する児童の売買に関し、…（略）

(b)　前条に定義する児童買春のため、…（略）

(c)　**前条に定義する児童ポルノを製造し、配布し、頒布し、輸入し、輸出し、提供し若しくは販売し又はこれらの行為の目的で保有すること。**

2　（以下略）

出典：外務省HP
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty159_13a.pdf

山田太郎質問主意書への答弁書

件名	国際約束上の児童ポルノの定義に関する質問主意書		
提出回次	190回	提出番号	67

提出日	平成28年2月29日
提出者	山田　　太郎君

その他	
転送日	平成28年3月2日
答弁書受領日	平成28年3月8日

児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書第二条(ｃ)は、
「児童ポルノ」とは、現実の若しくは擬似のあからさまな性的な行為を行う児童のあらゆる表現（手段のいかんを問わない。）又は主として性的な目的のための児童の身体の性的な部位のあらゆる表現をいうと定義しており、
同条(ｃ)に規定される「児童」は、**実在する児童**であると解され、
同条(ｃ)に定義される「児童ポルノ」には、**およそ実在しない児童を描写したものは含まれない**と解される。

出典：参議院HP
https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/190/touh/t19006 7.htm

2016年3月
特別報告者ブキッキオ氏による日本政府への勧告
(A/HRC/31/58/Add.1)

2016年3月：ブキッキオ氏による日本政府への勧告

B．勧告

７４．日本がその成果を確たるものとし、残された課題を克服し、性的搾取の惨劇から児童を効果的に保護するために、特別報告者は、日本政府に対し、以下の行動を勧告する。

（ａ）児童の性的搾取に関する包括的な戦略を強化・発展させ、その設計、調整、フォローアップを担う組織の任命を含め、他の既存の計画や政策との補完性を確保すること。

（ｂ）上記の戦略を効果的に実施するために必要な財源を配分し、その設計、実施及び評価において児童及び若者の参加を確保すること。同戦略の一環として、

(i) あらゆる形態の売買及び性的搾取を防止・禁止し、それらから児童を保護するための明確かつ包括的な法的枠組を構築すること。特に、女子の婚姻同意年齢を１８歳に引き上げるとともに、児童の性的同意年齢を引き上げ、児童の性的虐待の定義を拡大すること。

(ii) 主に性的な目的のために、児童や主に児童として描写された人物が、あからさまな性行為を行っている仮想画像や表現、又は児童の性的な部位の表現の製造、配布、流布、提供、販売、アクセス、閲覧、所持を犯罪化すること。

(iii)児童虐待コンテンツのインターネット上の閲覧及びアクセスを犯罪化すること。

(iv)「ＪＫサービス」や児童エロチカ等児童の性的搾取を促進ないしそれにつながる商業的活動を禁止すること。

（以下、略）

出典：外務省HP
https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100280851.pdf

2016年3月：ブキッキオ氏報告書に対する日本政府のコメント①

１１．パラグラフ２４：「国際的な人権規範・基準によると、描写された児童が実在するか否かにかかわらず、いかなる形態の児童のポルノ的表現も児童ポルノである」及び脚注１６（仮訳注：脚注８）

＞　脚注１６（仮訳注：脚注８）に列挙されている根拠についての日本政府の考え方は以下のとおりであり、これらが国際的な人権規範・基準を構成しているとの根拠が不明であると考える。なお、児童の権利委員会の一般的意見で、このような主張が公表されたことはないと理解している。

a）選択議定書（Optional Protocol）：

日本は、右議定書に言及されている「児童ポルノ」に、実在しない児童は含まれないと解している。

b）サイバー犯罪条約：

サイバー犯罪条約第９条２ｃについては、条約上、これを適用しない権利の留保が認められている。我が国は、同条約の締結に際し、上記規定に基づき、当該条項を適用しない権利を留保している。

c）Council of Europe Convention on the Protection･･･：

選択議定書とほぼ同じ表現の条文がある。

d）Report of the Special Rapporteur：

あくまで特別報告者の見解に過ぎず、国際的な人権規範・基準を成すとは言えない。

出典：外務省HP
https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100280853.pdf

2016年3月：ブキッキオ氏報告書に対する日本政府のコメント②

１２．パラグラフ２６：「最後の二つの児童ポルノの類型に共通の法的要件（「性欲を興奮させ又は刺激するもの」）は制限的な意味で解釈されており、それ故、極端な事案に適用されている」

＞　このような指摘は事実ではない。日本においては、２条３項２号及び３号に該当する児童ポルノ事犯も含め、関係罰則を厳格に適用している。

１３．パラグラフ２６：「特別報告者は、この定義は、児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の第２条Ｃに含まれている定義より狭義である旨指摘する」

＞　児童ポルノ禁止法の児童ポルノと、議定書の児童ポルノの定義に齟齬はないと解している。議定書の児童ポルノの定義には「主として性的な目的のため」とあるところ、日本の児童ポルノ禁止法における「性欲を興奮させ又は刺激するもの」という要件はこれと同趣旨のものである。

出典：外務省HP
https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100280853.pdf

女子差別撤廃委員会の勧告による
マンガ・アニメ・ゲーム規制

外務省への問合せ及びその回答

Q1
女子差別撤廃委員会の見解で、「ゲーム」、「マンガ（漫画）」、「アニメ」に関する言及がはじまったのは、いつからかお教え願います（「女子差別撤廃条約第6回報告書に対する委員会最終見解」からという理解でよいか、もっと以前なのか）。

A1
日本に関する女子差別撤廃委員会からの見解においては、御指摘のとおり「ゲーム」、「マンガ（漫画）」、「アニメ」は第６回報告書に対する委員会最終見解において初めて言及されました。

Q2
女子差別撤廃委員会の見解で、「ゲーム」、「マンガ（漫画）」、「アニメ」に関する言及がはじまった背景等について、外務省はどのように考えているのかお教え願います。

A2
女子差別撤廃委員会の見解で、「ゲーム」、「マンガ（漫画）」、「アニメ」に関する言及がはじまった背景等につきましては、女子差別撤廃委員会による言及の理由や背景については必ずしも明らかではないところ、政府としては推測して発言することは差し控えたいと考えます。

性的表現 炎上事例

2022年4月：日経新聞「月曜日のたわわ」

出典：コミックナタリー「「月曜日のたわわ」全面広告が日本経済新聞に「不安を吹き飛ばし、元気になってもらうため」」
https://natalie.mu/comic/gallery/news/472548/1796029

2022年1月：参考（日経新聞「謹賀新年」の全面広告）

注：右画像は、広告そのものではない

出典：コミックナタリー「「うる星やつら」完全新作でTVアニメ化！あたる役は神谷浩史、ラム役は上坂すみれ」
https://natalie.mu/comic/gallery/news/4601 65/173555 5

2021年11月：観光庁「温泉むすめ」

出典：温泉むすめ公式サイト
https://onsen-musume.jp/character/

2021年9月：千葉県警「戸定梨香」

出典：YouTube【30秒動画】交通安全PR「松戸警察、松戸東警察からのお願いです！」
https://www.youtube.com/watch?v=YHxnWWr-KMg

2020年11月：X-girl「桂正和」

©桂正和/集英社

出典：X-girl HP「8 /27 (Fri.) X-girl × KATSURA MASAKAZU」
https://x-girl.jp/news/2021 08 /detail 1882 9

2020年10月：CoCo壱番屋「アズールレーン」

出典：ゴゴ通信「「ココイチとアズールレーンのコラボを見た人が激怒」「風俗雑誌みたい」「ピンクだらけで入りにくい」」
https://gogotsu.com/archives/6039 3

2020年11月：アツギ「ラブタイツ」

出典：朝日新聞DIGITAL「「アツギのタイツ企画炎上「性的で怖い」SNSに潜む罠」
https://www.asahi.com/articles/ASNC46FQKNC4TUTIL00Z.html?iref=pc_photo_gallery_breadcrumb

2020年8月：環境省「君野イマ・君野ミライ」

環境省COOL CHOICE
MOE 萌えキャラクター

COOL CHOICE 君野イマ

- 身長158cmの女子高生
- 好きな食べ物はアイスクリーム
- 私たちと同じ世界に住んでいる
- 節約やエコには興味がない
- もう一人の自分であるミライから、「COOL CHOICE」の伝道師になるように言い渡される

環境省COOL CHOICE
MOE 萌えキャラクター

COOL CHOICE 君野ミライ

- 身長158cmの女子高生
- 明るく面倒見のよい お姉ちゃんタイプ
- この世界の温暖化を止めるため、鏡写しの関係にある並行世界「クールワールド」から来た
- 地球温暖化や その対策について詳しい
- ぐうたらなイマを「COOL CHOICE」の伝道師にするのが目的

出典：環境省Twitter
https://twitter.com/Kankyo_Jpn/status/1296760620704915456

2019年10月：日本赤十字「宇崎ちゃん」

出典：PRESIDENT Online「「胸が大きいだけの萌えキャラ」がセクハラ認定された本当の理由
https://president.jp/articles/-/37182?page=2

2018年11月：防衛省「ストライクウィッチーズ」

出典：ワールドウィッチーズ「防衛省自衛隊滋賀地方協力本部とのコラボが実現！」http://w-witch.jp/news/2018_11_21_2

2018年10月：NHK「キズナアイ」

出典：NHK「まるわかりノーベル賞」
https://www3.nhk.or.jp/news/special/nobelprize2018/index.html

2015年11月：岐阜県美濃加茂市「のうりん」

出典：朝日新聞DIGITAL「「過度に性的」献血ポスターめぐり論争 日赤のねらいは」
https://www.asahi.com/articles/ASMBV55 9 JMBVUTIL00 Z.html?iref=pc_photo_gallery_breadcrumb

2015年6月：三重県志摩市「碧志摩メグ」

出典：J-CASTニュース「三重県志摩市の海女「萌えキャラ」は女性蔑視「サミット」開催時に海外首脳に見せられない？？」
https://www.j-cast.com/2015/08/07242285.html?p=all

2014年1月：人工知能学会「女性型ロボット」

出典：J-CASTニュース「ほうき持つ女性型ロボットの表紙 人工知能学会の「お詫び」、過剰反応では」
https://www.j-cast.com/2014/01/10193944.html?p=all

不快な表現に接しない自由

V　性・暴力表現等への対応

■　現状・課題

○　表現の自由を十分に尊重しつつ、表現される側の人権や性・暴力表現に接しない自由、マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由にも十分な配慮を払う必要があります。

○　グローバル化に伴い、ビジネスや観光で来日する外国人が増えている中、性・暴力表現について国際的な視点を持つことも大切です。

○　平成 26 年には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」が改正され、平成 27 年 7 月から児童ポルノを所有するなどの行為について、罰則が適用されるようになりました。都では、平成 29 年に「東京都青少年の健全な育成に関する条例」を改正し、児童ポルノに当たる画像を不当に送信するよう要求する行為を禁止する規定を罰則付きで新設しました。

出典：東京都HP
https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/danjo/shingikai/files/0000001644/03haibou.pdf

2018年5月：司法試験平成30年 論文式試験 公法系科目 第1問
「善良かつ健全な市民生活を守るA市環境保持条例（案）」試験問題

出典：法務省HP
https://www.moj.go.jp/content/001258872.pdf

【別添資料】

善良かつ健全な市民生活を守るＡ市環境保持条例（案）

（目的）

第１条　この条例は，性風俗に係る善良な市民の価値観を尊重するとともに青少年の健全な育成のために必要な環境の整備を図り，もって善良かつ健全な市民生活を守り，Ａ市の健全で文化的な環境を保持することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　青少年　１８歳未満の者をいう。

⑵　図書類　書籍，雑誌，文書，絵画，写真，ビデオテープ，ビデオディスク，コンピュータ用のプログラム又はデータを記録した電磁的記録媒体並びに映写用の映画フィルム及びスライドフィルムをいう。

⑶　〈略〉

（規制図書類）

第７条　次の各号に掲げるものを撮影した画像又は描写した図画（殊更に性的感情を刺激する画像又は図画に限る。）を含む図書類を規制図書類とする。

⑴　性交又は性交類似行為

⑵　衣服の全部又は一部を着けない者の卑わいな姿態

（規制図書類の販売等の制限）

第８条　次の各号に掲げる物品（以下「日用品等」という。）の販売を主たる業務とする事業者は，その営業を行う店舗において規制図書類を販売し又は貸与してはならない。

⑴　飲食料品

⑵　衣料品・日用雑貨

⑶　医薬品・化粧品

⑷　文房具

⑸　スポーツ用品

⑹　玩具・娯楽用品

⑺　楽器

２　事業者は，学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）の敷地の周囲２００メートル以内の区域（以下「規制区域」という。）の店舗において，規制図書類を販売し又は貸与してはならない。

３　規制図書類を店舗において販売し又は貸与する事業者は，青少年に対して規制図書類を販売し又は貸与してはならない。

４　規制図書類を店舗において販売し又は貸与する事業者は，規制図書類の陳列に当たり，次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　規制図書類を隔壁及び扉により他の商品の陳列場所と区分された場所に陳列すること。

⑵　規制図書類の陳列場所の出入口付近の見やすい場所に，規制図書類の陳列場所であることを掲示すること。

（改善命令等）

第９条　市長は，事業者が，前条各項の規定に違反して規制図書類の販売又は貸与を行っていると認めるときは，当該事業者に対し，期限を定めて業務の方法の改善に関し必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

２　市長は，事業者が，前項の規定による命令に従わないときは，当該事業者に対し，３月以内の期間を定めて，その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（罰則）

第１５条　次の各号のいずれかに該当する者は，６月以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

⑴　第８条第１項，第２項又は第３項の規定に違反した者

⑵　第９条第１項又は第２項の規定による命令に違反した者

（両罰規定）

第１６条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関し，前条の違反行為をしたときは，その行為者を罰するほか，その法人又は人に対して，同条の罰金刑を科する。

附則（抄）

第１条　本条例は，公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。

（参照条文）学校教育法（昭和２２年法律第２６号）

第１条　この法律で，学校とは，幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，大学及び高等専門学校とする。

2018年5月：司法試験平成30年 論文式試験 公法系科目 第1問
「善良かつ健全な市民生活を守るA市環境保持条例（案）」論文式試験出題の趣旨＆採点実感

論文式試験出題の趣旨（抜粋）

「本件規制図書類の範囲が過度に広汎ではないかという点を含め規制の必要性，合理性を検討する必要がある。また，審査基準の設定又は当てはめにおいて，後述するように，本条例の目的についての検討，すなわち，**青少年の健全育成の目的**や，**一般市民がむやみに卑わいな画像等に触れないようにするという目的**が，**憲法上の権利を制約する目的としてふさわしいものであるかどうかを意識した議論**をすることが考えられよう。」

採点実感（抜粋）

「**不快なものを見たくないとか，あるいはおよそあるものを見たくないという感情**の保護それ自体を当然のように制約目的として肯定し，場合によっては更にそれを憲法第１３条や第２１条に基づく権利であるとする答案が目についた。**この種の利益保護を制約目的として認めることについて，検討ないし一定の留保が必要である**との意識を持ってもらいたかったところである。」

出典：法務省HP
https://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji08_00157.html

1988年12月：最高裁判所
「商業宣伝放送差止等請求事件（とらわれの聞き手事件）判決」伊藤正己裁判官補足意見

他者から自己の欲しない刺戟によつて心の静穏を害されない利益は、人格的利益として現代社会において重要なものであり、これを包括的な人権としての幸福追求権（憲法一三条）に含まれると解することもできないものではないけれども、これを**精神的自由権の一つとして憲法上優越的地位を有するものとすることは適当ではない**と考える。それは、**社会に存在する他の利益との調整が図られなければならず、**個人の人格にかかわる被侵害利益としての重要性を勘案しつつも、侵害行為の態様との相関関係において違法な侵害であるかどうかを判断しなければならず、プライバシーの利益の側からみるときには、**対立する利益（そこには経済的自由権も当然含まれる。）との較量にたつて、その侵害を受忍しなければならないこともありうる**からである。

・・・

聞きたくない音によつて心の静穏を害されないことは、プライバシーの利益と考えられるが、本来、プライバシーは**公共の場所においてはその保護が希薄とならざるをえず、受忍すべき範囲が広くなることを免れない。**個人の居宅における音による侵害に対しては、プライバシーの保護の程度が高いとしても、人が公共の場所にいる限りは、プライバシーの利益は、全く失われるわけではないがきわめて制約されるものになる。したがつて、一般の公共の場所にあつては、本件のような放送はプライバシーの侵害の問題を生ずるものとは考えられない。

出典：裁判所HP
https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=62292